

知っていますか

法改正のこと

解体・改修工事において

罰則あり

事前調査の届け出が義務化

# 内装・リフォーム工事、解体工事をされる方必須

大気汚染防止法・石綿障害予防規則の改正により、解体工事・改修工事における

建築物の石綿含有の事前調査結果の「届け出と発注者への報告」が義務化されました

2022年4月から

## 石綿含有物の事前結果の届け出が義務化

- ① 延べ床面積が 80 m<sup>2</sup>以上の建築物解体工事
- ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

2023年10月から

## 「石綿含有建材調査者」による事前調査の義務化

石綿含有建材調査者……………2023年10月より有資格者による調査が義務化

石綿作業主任者……………石綿が使用されている建築物の工事では従事者の中から作業主任者の専任が必要

2005年7月から現在まで

石綿特別教育……………石綿が使用されている建築物の工事に従事する人は全員必要

### 建築物石綿含有建材調査者講習について

- 平成25年より国土交通省が定めた制度(旧制度)また、平成30年10月より国土交通省・厚生労働省・環境省が定めた制度(新制度)による講習
- 講習には「特定建築物石綿含有建材調査者講習」と「一般建築物石綿含有建材調査者講習」及び「一戸建て等石綿含有建材調査者講習」の3種類  
なお、一戸建て等石綿含有建材調査者が調査対象とできるのは、一戸建て住宅または共同住宅の住戸の内部に関する工事に限定
- 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、石綿総合情報ポータルサイトの関係ページをご覧ください。



静岡労働局HPで、石綿則説明動画を公開中です！  
(約27分)

